年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月頃から33年12月1日まで

私は、A社に昭和32年5月頃から35年8月まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間 当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成7年3月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も所在が不明であることから、事業所から申立てを裏付ける供述及び関連資料は得られなかった。

また、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚を含む複数の同僚 に照会したものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたこと をうかがわせる具体的な供述は得られない。

さらに、回答のあった複数の同僚は、「実際の勤務期間よりも厚生年金保険加入期間の方が短い。」旨回答している上、そのうちの一人は、「個人によって期間は異なるが、申立期間当時は試用期間があり、その期間が経過した後に、厚生年金保険に加入していた。」旨回答しており、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。